

育児・介護休業法が改正されたことを知っていますか?



令和6年5月に「育児・介護休業法」および「次世代育成支援対策推進法」の一部を改正する法律が成立し、同月31日に公布されました。この改正は、令和7年4月1日と10月1日の2段階に分けて施行され、「育児や介護」と「仕事」の両立を支援するための制度が強化されることとなりました。

令和7年10月からの施行ポイントを解説!

①育児期(3歳以降)の柔軟な働き方を実現するための措置の拡充と個別周知・意向確認

対象:3歳~小学校就学前までの子を養育する労働者
事業主は、5つの措置の中から2つ以上を選択し提示。また、子が3歳になるまでの適切な時期に、個別周知・意向確認を実施。

選択して講ずべき5つの措置

- 1 始業時刻等の変更
- 2 テレワーク等(10日以上/月)
- 3 保育施設の設置運営等
- 4 養育両立支援休暇の付与(10日以上/年)
- 5 短時間勤務制度

※①~④はフルタイム勤務を希望する場合に適用、②と④は原則時間単位で取得可

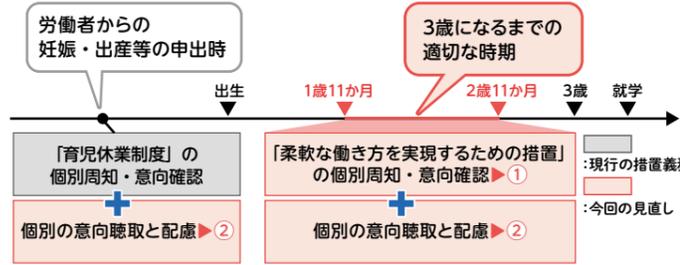


令和7年4月 施行ポイントをおさらい!

- 子の看護休暇の見直し
- 残業免除の対象拡大
- 短時間勤務制度(3歳未満)の代替措置としてテレワークを追加
- 育児・介護のためのテレワーク導入の努力義務化
- 育児休業取得状況の公表義務の適用拡大
- 介護離職を防ぐための休暇取得要件の緩和と雇用環境整備、個別周知・意向確認等の義務化

②妊娠・出産等の申出時及び子が3歳になる前の個別の意向聴取と配慮

改正後の個別周知・意向確認などの流れ



参考:厚生労働省「育児・介護休業法改正のポイント」(令和6年)より

今回の法改正は、育児や介護を担う労働者が安心して働ける環境を整えること、また仕事とプライベートの両立を支援し、結果として労働力の確保や出生率の向上を図ることを目的としています。これによって企業は就業規則や管理・周知体制の整備が必要となり、労働者は自らの権利や選択肢を知っておくことで制度を活かしやすくなります。これを機に、あなたや家族の職場でどのような制度が実施されているか見直してみませんか?

編集後記

「織」の企画・編集を通じて、世代ごとの価値観の違いやそれぞれの時代で当たり前とされていたものがどう変化してきたのかについて知ることができました。自分自身を振り返るきっかけになったと同時に、各世代に対する理解を深められる貴重な学びの機会となりました。また、企画立案から編集作業まで、チームでの共同作業を通して、一つの物事を作り上げることや協力して進めることの難しさと、全員で成し遂げる大切さを改めて感じることができました。この経験を今後活かしていきたいと思えます。

(織 VOL.23 編集委員 土屋 紗羅、日高 満歩、山本 怜奈)

時代の変遷とともに生活様式や女性の働き方、男性の家事・育児参画も変わりつつあります。「男女共同参画」について、学校教育の現場においても学ぶ機会が増え、当たり前のことと捉える人もいれば、どうということかと疑問に感じる人もいます。座談会では、異なる経験を持つ参加者同士が、対話を通してそれぞれに様々な価値観があることに気づき、考えを深める様子が窺えました。今回の「織」が、誰もが一人の人間として尊重できる社会づくりを意識するきっかけとなることを願います。

(岐阜市女性センター)

協力:岐阜市立女子短期大学 国際コミュニケーション学科、浅井 透さん、奥西 和美さん、下嶋 ひろみさん、安藤 慎さん、杉山 雅さん、鈴村 杏さん、山川 敏弘さん

INFORMATION

男女共同参画社会の実現を推進するための拠点施設です。JR岐阜駅高架下、東エリアにあります。

学びたい 男女共同参画社会の実現を目指して、意識啓発や女性の活躍支援に関する講座などを開催しています。*講座中の無料託児もありません。

知りたい 男女共同参画に関するさまざまな情報発信や啓発誌などの発行、関連図書の出借をしています。

交流したい 市民参加型交流会の開催や市民・市民団体・事業者と協働し、ネットワークを形成しています。

困った 女性が抱えるさまざまな問題に、女性相談員や専門家が相談に応じます。

※詳しくは広報ぎふ、またはHPにてご確認ください。

岐阜市女性センター

対応時間:8:45~17:30
(毎月最終火曜日・年末年始は休み)

講座や相談の
空き情報など
随時更新中!



ホームページ
岐阜市女性センター 検索 2026年3月発行

編集・発行 岐阜市女性センター 指定管理者:(公財)岐阜市教育文化振興事業団
〒500-8521 岐阜市橋本町1-10-23 ハートフルスクエア G内 TEL(058)268-1052 FAX(058)268-1057

織

ぎふし男女共同参画情報紙

特集

女系と男系がつむぐ社会
—いごちのよい人間模様の布を織るために—

2026
VOL.23

昭和・平成・令和 世代を超えた語り合い

~多様化する私たちの価値観~

今年、昭和元年(1926年12月25日)から100年という節目の年です。激動の昭和、変化の平成、そして新たな令和という3つの時代を通して、各世代が家族や仕事、社会との関わりの中でどのような選択をし、何を大切に生きてきたのか、男女共同参画の視点からお互いの時代や自分らしい価値観について語り合いました。

座談会参加メンバーの紹介



浅井 透さん

- 1 相談員ボランティア
- 2 野球、テニス
- 3 90歳まで野球を続ける



奥西 和美さん

- 1 パート
- 2 テニス、スキー
- 3 1人で映画を観たり、美味しいものを食べに行く

- 1 職業
- 2 20代で熱中していたこと
- 3 これから挑戦してみたいこと



山川 敏弘さん

- 1 会社員
- 2 勉強、旅行
- 3 専門職の勉強



杉山 雅さん

- 1 パート
- 2 1人で国内旅行
- 3 世界一周や船旅



鈴村 杏さん

- 1 会社員
- 2 古墳巡り
- 3 大仙古墳を上空から見る



下嶋 ひろみさん

- 1 自営業
- 2 カフェ・雑貨屋めぐり
- 3 民泊や駄菓子屋さん



安藤 慎さん

- 1 公務員
- 2 スポーツ観戦
- 3 子どもとたくさん出掛ける

岐阜市立女子短期大学
「織」編集委員



山本 怜奈さん



土屋 紗羅さん



日高 満歩さん



川上 新一 教授

昭和・平成・令和時代の100年ヒストリー (各世代誕生時期)

1926年 (昭和元年)	1939年 (昭和14年)	1946年 (昭和21年)	1955年 (昭和30年)	1964年 (昭和39年)	1973年 (昭和48年)	1985年 (昭和60年)	1995年 (平成7年)	2001年 (平成13年)	2011年 (平成23年)	2015年 (平成27年)	2020年 (令和2年)	2021年 (令和3年)	2025年 (令和7年)
昭和に改元	第二次世界大戦開始	日本国憲法の公布	高度経済成長	東京オリンピックピック・パラリンピック開催	石油危機(オイルショック)	男女雇用機会均等法が成立	阪神・淡路大震災	DV防止法が成立	東日本大震災	女性活躍推進法が成立	新型コロナウイルス感染症拡大	東京オリンピック・パラリンピックが1年遅れで開催	改正育児・介護休業法の施行
団塊世代	バブル世代	氷河期世代	ミレニアル世代	Z世代									